

給実甲第1259号

令和元年11月22日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和元年11月22日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定めるところによる。 一 （略） 二 給与法第15条、育児休業法第26条第2項、勤務時間法第20条第3項若しくは第20条の2第3項、法科大学院派遣法第7条第2項、 <u>ハンセン病問題の解決の促</u>	2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定めるところによる。 一 （略） 二 給与法第15条、育児休業法第26条第2項、勤務時間法第20条第3項若しくは第20条の2第3項、法科大学院派遣法第7条第2項、 <u>矯正医官の兼業の特例等に</u>

進に関する法律（平成20年法律第82号）第11条の2第4項、
矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成27年法律第62号）第4条第4項、規則1—39（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）第2条第4項（同規則第3条第2項又は第4条第2項において準用する場合を含む。）、規則14—8（営利企業の役員等との兼業）第5項又は規則17—2（職員団体のための職員の行為）第6条第7項の規定に基づき給与が減額される場合には、減額前の給与月額

三～九 （略）

に関する法律（平成27年法律第62号）第4条第4項、規則1—39（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）第2条第4項（同規則第3条第2項又は第4条第2項において準用する場合を含む。）、規則14—8（営利企業の役員等との兼業）第5項又は規則17—2（職員団体のための職員の行為）第6条第7項の規定に基づき給与が減額される場合には、減額前の給与月額

三～九 （略）

以 上